

2014 年 11 月 14 日

中華人民共和國最高人民法院
知識產權審判庭 第三合議庭 御中

一般社団法人日本知的財産協会
アジア戦略プロジェクト
常務理事 別所 弘和

商標授權確權行政案件審理の若干問題規定（意見募集稿）に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938 年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業約 900 社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記商標授權確權行政案件審理の若干問題規定（意見募集稿）について精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料： 商標授權確權行政案件審理の若干問題規定（意見募集稿）
に対する意見

お問い合わせ先：

一般社団法人日本知的財産協会
事務局長 西尾 信彦
TEL：81-3-5205-3433
FAX：81-3-5205-3391
Email：nishio@jipa.or.jp

最高人民法院「商標の権利付与及び権利確定の行政案件審理に関する若干問題の規定（意見募集稿）」に対する意見

条項番号	修正提案	修正理由
第三条	「・・・他人の <u>中国公衆に</u> 一定の知名度がある <u>他人の</u> 商標、一定の知名度がある地名と同一・・・」に修正することを希望する。	知名度の判断基準として、商標法第十三条の馳名商標の規定と同様の表記に規定することが良いと考えます。
第六条	第二案の採用を希望する。	最も早く使用開始したことが直接顕著性の獲得につながらないとする第二案の考え方が妥当であると考えます。
第九条	第二案の採用を希望する。 なお、第二案を「当事者が商標法第十三条第三項に基づいて主張する場合、後の商標が登録を受けて5年未満であれば、人民法院は <u>商標法第十三条第三項の他</u> 、商標法第三十条の規定に基づいて審理することができる。」と修正することを希望する。	第二案の方が、審理の対象となる条文が明確で第三者にも分かりやすいと考えます。
第十条	第一案の採用を希望する。	馳名商標認定プロセスが明確になり、各法院でばらつきのない手続きを行うことができる効果が期待できると考えます。
第十一条	第二案の採用を希望する。 なお、第二案を「商標の存在を知っていると <u>合理的に</u> 推定できる場合」との修正を希望する。	商標の存在を知っている蓋然性を証明することは物証をもって可能であるが、第一案の結託、共謀によることは第三者が容易に証明できないと考えます。
第十二条	第一款1.の「商標出願人は、先行使用者と同一の区域、 <u>または</u> 同一の業界に所属し、且つ、先行使用者の商標が <u>比較的強い顕著性一定の知名度</u> を有する場合」と修正することを希望する。	「比較的強い顕著性」の証明は困難であると考えます。
第十三条	第一案の採用を希望する。	一般商標と地理的表示との関係は、個別案件で審理すべきであり、司法解釈

		によって一律に決めるべきではないと考えるため、第二案は反対です。
第十四条	第二案の採用を希望する。	著作権権利帰属の証明は、権利者側に負担させるべきである。 権利期間 50 年の著作権において、権利者でない者が、権利帰属の挙証責任を果たすことは難しいと考えます。
第十八条	第一款および第二款を「 <u>中国公衆に一定の影響を持つ商標</u> 」に修正することを希望する。 また、第二款を「 <u>商標出願人が先に使用された商標の使用者と同一の区域にある、または同一の業界に属すること</u> 」と修正することを希望する。	知名度の判断基準として、商標法第十三条の馳名商標の規定と同様の表記に規定することが良いと考えます。 第十二条と同様に「同一の業界」に属することも悪意認定に役立つ情報であると考えます。
第二十二条	第一款 2. の「証拠提出側にはその他の救済ルートがない」の削除を希望する。	「実体結果に影響し得る証拠」であるならば、公正な裁判実施のため、当該理由をもって証拠を採用すべきであり、「証拠提出側にはその他の救済ルートがない」という制限は必要がないと考えます。
第二十五条	第一案の採用を希望する。	営業許可書の取り上げ等、権利者が使用許可されていないことを証明できる商標に対して、取消のために商標不使用の証明を求めることは、審理の迅速性を阻害する要因となる。第一案を明記すべきと考える。